

2番 佐藤安美です。通告に基づきまして一般質問を行います。

町長は施政方針で、林業については「素材生産事業者の経営力の向上」「再造林と温暖化対策」「木材産業の活性化と地域内経済循環」の3つを柱とした事業を推進し、森林・林業・木材産業の持続ある発展に努めると述べられました。期待を込めながら、林業振興についてお伺いします。

世界的なウッドショックで、高騰していた国内の木材価格が下落に転じ、国内のある森林組合が対応に苦慮している事例の報道がありました。

山から切り出した木材が滞留する事態になっており、本町内の素材生産業者も、建築材料となる針葉樹生産から、紙の原料となる広葉樹生産に転換する業者も増えています。

本町の山林は急傾斜地で岩盤が多く、現場から工場までの生産コストがかかりすぎているため、素材生産従事者の日額賃金は一万円前後にとどまるのが現実で、県内の他産業と比較すると、低い賃金水準となっています。そのため、ハローワーク等で募集を行っても新規の応募が来ない状況にあります。

先般、町から素材生産事業体の経営力の向上を図る上で、森林環境譲与税を活用した事業実施計画案が示されました。

その中の3つ方針に「継続事業」「拡充事業」「新規事業」がありますが、一部、対象者を法人事業者に限定している事業があります。法人または法人化を目指す事業者もおりますが、小規模な個人事業主もいることから、対象者を個人事業主まで拡大すべきと思います。そのことによって「素材生産事業体の経営力の向上」をはじめとする林業振興対策につながるとは思いますが、町長の見解をお伺いします。

2番 佐藤 安美 議員の御質問にお答えします。

まず、林業・木材産業を取り巻く環境は、議員御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症や、不安定な国際情勢等の影響を受け、大きく変転している状況にあります。

特にも、本年度に入ってから燃油、電気、物価の高騰は、各事業者に重くのしかかり、経営収支を圧迫しているところでもあります。

また、生産コストの課題から、素材生産従事者に対し、他産業並の賃金を提示できない状況もあり、従事者の確保も難しい現状にあるものと認識しております。

本町では、これらの緊急的な諸課題に対応し、各種支援策を実施するとともに、先般の施政方針で申し上げましたとおり、「森林環境譲与税を活用した森林・林業・木材産業振興に関する事業実施計画」を、令和5年度から推進してまいりたいと考えております。

議員から御指摘がありました、対象者を法人事業者に限定している事業とは、「林業雇用安定対策支援事

業」及び「木材産業雇用安定対策支援事業」のことと認識しておりますが、本事業は、林業・木材産業の人員及び担い手不足を解消するため、新規就労者と雇用主の両者に対し奨励金を交付しようとするものであります。

対象者を法人事業者に限定したことについては、新規就労者の福利厚生等の待遇を確保することが、広く就労者を募る上でも有効であると考え、「協会けんぽ」と呼ばれる全国健康保険協会や、厚生年金保険への加入が義務付けられている、「強制適用事業所」、すなわち「法人事業者」を対象者としたものであります。

議員御提案の、個人事業主への拡大につきましては、「任意適用事業所」として、健康保険や厚生年金保険に加入するなど、法人事業者と同程度の待遇が確保されていることを前提に、前向きに検討し、将来的に法人化へつながるよう取り組んでまいりますので御理解願います。

以上で答弁を終わります。